

# 還付手続きについての御案内

京都市・(公財) 大学コンソーシアム京都

京都市大学のまち交流センター（キャンパスプラザ京都）は、京都市大学のまち交流センター条例により設置した施設です。使用料や還付等については、同条例及び施行規則により定められていますので、ご協力をお願いします。

## 1 申請について

①京都市大学のまち交流センター使用許可取消申出書、②還付命令書（下段：還付請求書兼領収書）、③振込依頼書兼振込済通知書に、必要事項を記入し、京都市大学のまち交流センターの窓口へ提出してください。申請に必要な①、②、③の書類については、京都市大学のまち交流センターの受付でお渡しします。また、「使用許可書」をご持参願います。

## 2 申請書類等の記入についての注意事項

### (1) 氏名や住所等について

①、②、③の書類に記入頂く住所や氏名は、京都市大学のまち交流センター使用許可申請書における申請者の氏名や住所と全て同一となるようにお願い致します。なお、押印（②、③は同一の印鑑）は鮮明にお願い致します。（シャチハタ不可）

※法人様名義の場合、法人印と代表者印が双方必要となる場合があります。詳細については、窓口でご確認ください

### (2) 京都市大学のまち交流センター使用許可取消申出書（①）について

住所、氏名、使用する施設、使用する日時、取消理由について、ご記入をお願い致します。なお、許可番号等は、窓口で記載致します。

### (3) 還付命令書（下段：還付請求書兼領収書）（②）について

（あて先）京都市長の欄に、住所、氏名を記入し、押印をお願い致します。（京都市収入役の欄には、記入しないでください。）

### (4) 振込依頼書兼振込済通知書（③）について

送り先・受取人の欄に、振込先の銀行口座の内容（銀行名、預金種別（該当に○）、口座番号等）についてご記入をお願い致します。また、振込依頼者の欄については、住所、氏名のご記入をお願い致します。（振込金額、ご請求内容については、空欄のまま提出をお願いします。）

※フリガナについては、スペースが限られていますので、ご請求内容の欄にはみ出しても結構です。また、一部を略語とすることも可能ですが、使用できる略語については、京都市の会計規則で定められておりますので、略語を使用される場合は、窓口でご確認ください。

※振込口座については、原則、京都市大学のまち交流センター使用許可申請書における申請者の口座でなければいけません。が、公益法人、営利法人等の場合で、申請者名と口座名義人が、組織内の機関であれば、名義と異なっても結構です。詳細については、窓口でご確認ください。

<名義が異なっても可能な例>

(申請者名)		(口座名義人)
株式会社 ○○○○		株式会社 ○○○○
代表取締役○○○○ (申請者)	→	京都支店長 ○○○
財団法人 ○○○○		財団法人 ○○○○
理事長 ○○○○ (申請者)	→	出納役 ○○○

※銀行等への振込みについて、連絡が必要な場合は、振込依頼書兼振込済通知書の裏面(はがき)に、切手を貼り、宛先(申請者と同一)をご記入ください。

※上記例について申請者名と口座名義人が入れ替る場合は、委任状を提出頂く場合があります。詳細については、窓口でご確認ください。

### 3 還付金振込みに係る期間について

還付の手続きについては、指定管理者である(公財)大学コンソーシアム京都から、京都市に還付請求に係る申請書類を提出し、京都市において、還付の決定、支出命令、銀行等への振込み手続きを行います。また、書類の不備等について、京都市の担当者から連絡がある場合があります。

振込み手続きが完了するまで、概ね1ヶ月程度かかりますので、大変、御面倒をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

なお、年末年始等、状況により、更にお時間を頂戴することがあります。

### 4 還付についての条例等の規定

還付については、条例上は原則として、行わないこととしています。ただし、特別の理由があると認められる場合は、使用日の1ヵ月前までに使用許可を取り消した場合は使用料の半額を返還、使用日の1ヵ月前の日の翌日以降に取り消した場合は全額返金しないこととなっています。

(参考) キャンパスプラザ京都の使用料還付における根拠法令

○京都市大学のまち交流センター条例

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

○京都市大学のまち交流センター条例施行規則

第5条 条例第9条ただし書の規定により使用料を還付する場合及びその金額は、別表第2のとおりとする。

**別表第2**(第5条関係)

還付する場合	還付金額
管理上の都合により使用の許可を取り消した場合	全額
災害その他の不可抗力により使用することができなくなった場合	2分の1に相当する額
使用日の1箇月前までに使用を取りやめる旨の申出があり、市長が相当の理由があると認める場合	

以上